

障がいがあることを理由に入居を断るのは差別です！

～～地域での暮らしを共に支えてください。～～

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。

行政機関や事業者は、障がいのある人に対して、「**不当な差別的取扱い**」をしてはいけません。負担が重すぎない範囲で、「**合理的配慮を提供**」することが必要です。



申し訳ないですが、
入居をお断りいたします。

障がいがある人が入居！？
もし、家賃の滞納、近所とのトラブル
や事故があったら困るなあ…

ばくぜん
漠然とした不安から入居を拒否する

このような、**家主さんや事業者さんは少なくありません！**

- その結果、障がい者は住まいを見つけられずに困っています。
- 障がいがあっても、様々な福祉サービスを受けて、一般の住宅で普通に暮らしている方がたくさんいます。

《家主・不動産関係事業者の方へ》

- 障がいがある人の多くは「他の人と同じように地域で普通に暮らしたい」と願っています。
- 障がいのある人は、日常的に様々な障がい福祉サービスを利用して暮らされており、何か困ったことがあった場合は、「相談支援事業所」などに相談されたりしています。家主さんも相談先や緊急時の連絡先を知っていれば、安心できるのではないのでしょうか。何か心配ごとや困りごとがありましたら、裏面の相談窓口にご相談ください。
- 障がいのある人をどのようにすれば受け入れられるか、良い解決方法を一緒に考えていくことが重要です。障がいへの理解、「合理的配慮」(*)がもっと社会全体に浸透していけば、「誰もが住みやすい地域」を作っていくことができます。
- ぜひ、障がい福祉サービス事業者とも連携して、障がいのある人が共に安心して暮らせる社会づくりに、ご協力いただきますようお願いします。

*「合理的配慮」の提供とは、社会の中にあるバリアを取り除くために、障がいのある人が何らかの対応を必要としている場合、負担が重すぎない範囲で対応することです。

●障がいを理由とする「差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」とは

(差別的取扱いの例) 国土交通省「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より

- ・障がい者に対して「障がい者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。
- ・障がい者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に仲介を断る。
- ・一人暮らしを希望する障がい者に対して、一方的に一人暮らしは無理であると判断して、仲介を断る。
- ・障がい者に対し、障がいを理由とした誓約書の提出を求める。

(合理的配慮の提供の例) 障がいのある方の体験談より

- ・車いす利用で入居する際、玄関へのスロープの設置や、トイレやお風呂の手すりの設置を認めてもらった。
- ・不動産業者で、障がい者が使いやすい物件を探してもらったり、内装や改修の相談にもってもらった。

●心配ごとや困りごとがありましたら、下記のいずれかにご相談ください。

【障がい者相談支援事業所】

- 各区障がい者基幹相談支援センター（地域における障がい者の相談支援の中核的な役割）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007559.html>
- 地域活動支援センター（生活支援型）（精神障がい者の地域生活を支援するための相談等）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000250322.html>

【障がい福祉に関する相談窓口】

- 各区保健福祉センター（各種福祉制度の窓口）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000371237.html>
- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000487965.html>

●障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた大阪市の取組

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000340671.html>

（問い合わせ先） 大阪市福祉局 障がい福祉課 06-6208-8075

●セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000414882.html>

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録する制度です。登録された住宅の情報を広く提供します。

（問い合わせ先） 大阪市都市整備局 安心居住課 06-6208-9211

（セーフティネット住宅情報提供システム） <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

●一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度

http://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

高齢者・障がい者・子育て・外国人世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援するために、当該世帯の滞納家賃・原状回復費用及び訴訟費用に係る債務保証を行い、連帯保証人の役割を担っています。賃貸住宅の経営者には、家賃の不払いに関する不安がほとんどなくなり、安心して入居していただくことが可能になります。

（参考）知っていますか？～宅地建物取引業とじんけん～（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/users-guide/index.html>

（参考）知ってあんしん 高齢者等円滑入居のための15のアドバイス～（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/advice/>